

# 第3次五島市行政改革大綱

平成26年12月24日

五 島 市

# 目 次

## I 第3次行政改革の基本的な考え方

- 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 これまでの行政改革の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・1~2
  - (1) 財政健全化の取り組み
  - (2) 定員適正化の取り組み
- 3 本市を取り巻く社会経済情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・3~5
  - (1) 人口減少、少子高齢社会の進展
  - (2) 厳しさを増す財政環境
  - (3) 老朽化が進む公共施設の維持管理、更新

## II 行政改革の基本方針

- 1 行政改革の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 行政改革の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 3 行政改革の推進方法及び推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 行政改革における主要目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 5 第3次行政改革の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

## III 取り組むべき課題（主要推進項目）

- 1 市民満足度の高い行政サービスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・9~10
  - (1) 便利で質の高い市民サービスの提供
  - (2) 市民等との協働・連携によるまちづくりの推進
  - (3) 事務事業の見直し
- 2 効率的な組織機構と人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11~12
  - (1) 簡素で効率的な組織・人員体制
  - (2) 職員の意識改革と人材育成
- 3 安定した財政基盤の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13~14
  - (1) 経費の節減・合理化
  - (2) 自主財源の徹底確保
  - (3) 地方公営企業等の経営健全化の推進
- 4 公共施設の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15~16
  - (1) 公共施設の整理・統廃合（施設保有量の縮減）
  - (2) 資産の有効活用

## 参 考

- 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17~18

# I 第3次行政改革の基本的な考え方

## 1 基本的な考え方

本市は、これまで

- ・第1次五島市行政改革大綱（平成17～21年度）
- ・第2次五島市行政改革大綱（平成22～26年度）

と、行政改革に関する計画を適宜策定し、コスト削減、人員削減、無駄の削減などを主眼とした量的な行政改革を推進し、行政運営のスリム化に一定の成果を上げてきました。

第3次行政改革では、さらに行政を経営するという新たな視点に立ち、限られた経営資源（人、物、金、情報）を有機的に結び付け、市民が満足する行政サービスをより効率的に提供できる質的な改革も併せて行うこととし、市民の誰もが夢や希望を持てる元気なまちづくりを目指した取り組みを推進していきます。取り組みにあたっては、市民と行政が、それぞれの特性や能力を発揮できるしくみを構築し、お互いの役割と責任を認識しながら一体となって、まちづくりを進めます。

特に、第3次行政改革の期間は、合併に伴う財政支援措置が終了していく時期であり、将来にわたって持続的な財政基盤を構築していく大切な期間であるため、職員1人ひとりが意識改革に努め、発想の転換や、創意工夫により積極的に改革を推進していきます。

## 2 これまでの行政改革の取り組み

これまでの行政改革の主な取り組みとして、第1次行政改革（平成17～21年度）では、大幅な職員の定員削減、財政健全化計画による歳出削減、公の施設の指定管理者制度の導入などの改革を推進することにより、危機的な財政状況が着実に改善されるなど、新市の礎づくりとして一定の成果を上げてきました。その後の第2次行政改革（平成22～26年度）においても、第1次に引き続き、行政運営の効率化に向けた取り組みを進めてきた結果、地方自治体の財政の健全性を示す指標については、改善の方向で推移しており、また、市民と行政が協働しながら地域活性化を推進していく仕組みの構築など新たな取り組みによる成果が得られたところです。

### （1）財政健全化の取り組み

財政健全化については、歳入に見合う歳出構造への転換を図り健全な財政運営を確立するため、第2次財政健全化計画（平成23～27年度）を策定し、市税等の歳入確保、事業評価に基づく事務事業の整理合理化による歳出削減のほか、

将来に向けた取り組みとして繰上償還の実施による地方債残高の縮減などに取り組んできたところです。その結果、目標に掲げた計画期間中の単年度収支不足の解消については、達成されており、実質公債費比率についても目標達成に向け着実に推移しています。

#### 〈普通会計決算の推移（平成 23 年度～27 年度）〉

（単位：百万円、％）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 （見込み）	H27 年度 （見込み）
歳入総額	29,830	29,740	33,162	30,748	28,222
歳出総額	28,830	28,743	31,610	30,748	28,222
経常収支比率	90.0	90.8	90.8	93.1	94.3
実質公債費比率	13.0	11.7	11.1	10.3	8.5
地方債残高	37,698	36,895	37,285	37,226	36,815
基金（総計）	8,559	10,376	10,952	11,563	11,582

#### （２）定員適正化の取り組み

定員適正化については、地域の実情に応じた効率的な組織機構及び最小の経費で最大の効果を上げることが基本として、第２次定員適正化計画（平成 22～26 年度）を策定し、第 1 次の計画に引き続き職員定数の削減に取り組んできたところです。取り組みについては、組織の見直しによる業務の効率化、多様な人材の活用や定年前早期退職者の募集などにより定数削減を進めており、計画の目標である平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの 5 年間で職員数削減（57 人）については、平成 26 年 4 月 1 日現在で 56 人の削減を実施しており、計画期間内の目標達成が見込まれています。

#### 〈職員数の推移（平成 22 年 4 月～27 年 4 月）〉

（単位：人）

	H22 年 4 月 （基準）	H23 年 4 月 （1 年目）	H24 年 4 月 （2 年目）	H25 年 4 月 （3 年目）	H26 年 4 月 （4 年目）	H27 年 4 月 見込み （5 年目）
職員数	664	645	629	617	608	607

### 3 本市を取り巻く社会経済情勢

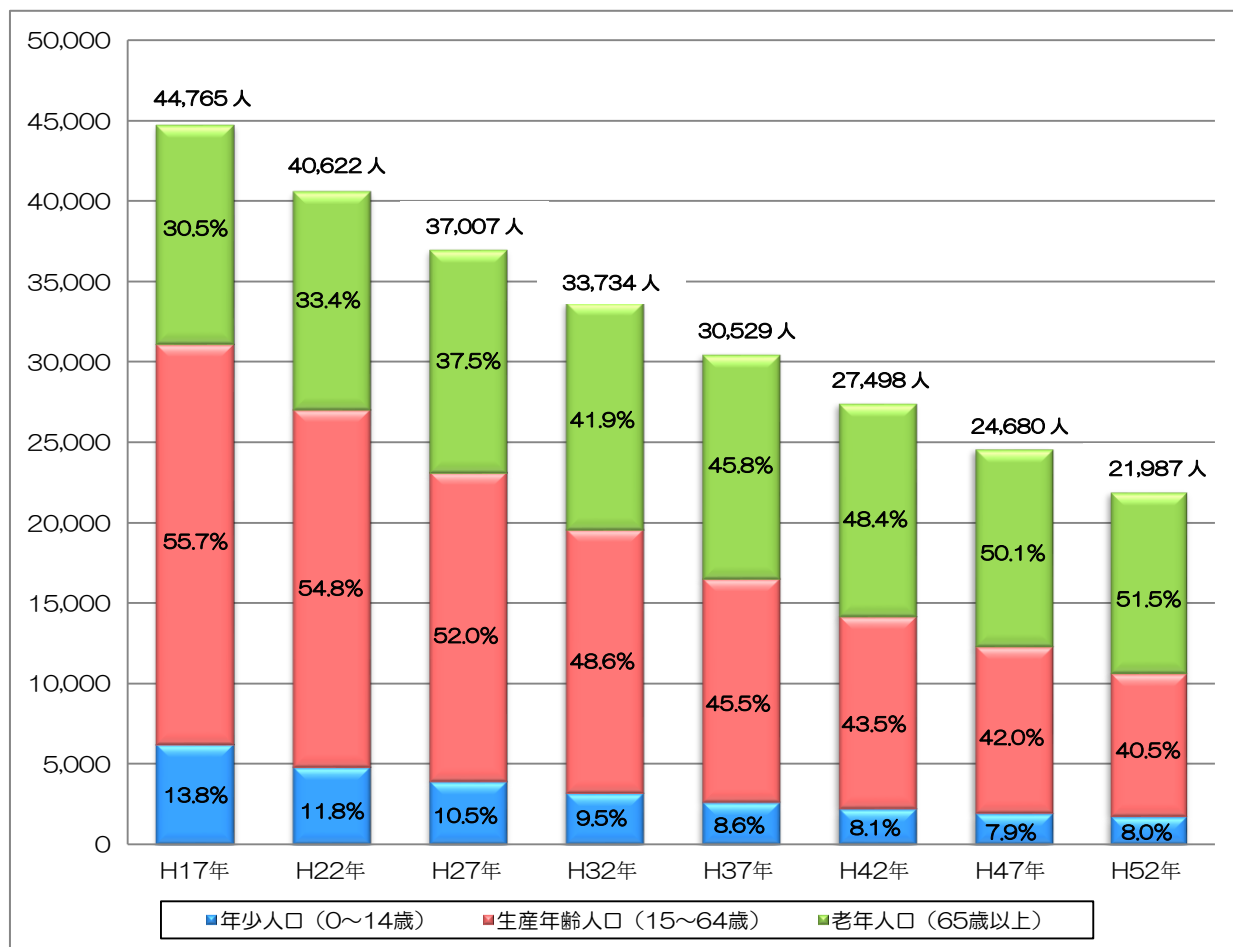
#### (1) 人口減少、少子高齢社会の進展

本市では、少子高齢化による自然減と、若者を中心とした人口流出による社会減がともに著しく、人口減少が急速に進行しており、生産年齢人口の減少による経済への影響など、社会の様々な分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の市町村別将来推計人口（平成25年3月推計）によると、平成22年から20年後の平成42年には、約1万3千人減少し、市民の約2人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来するものと推計されています。また、出産が可能な年齢層の女性人口についても減少し続けており、出生数の大幅な減少が避けられない状況です。

このため、人口減少と少子高齢化が進行する中であっても、持続可能な活力ある市政を実現するとともに、人口減少と少子高齢化の進行を緩和していく施策を展開する必要があります。

〈本市の将来人口推計〉



\*平成22年までは国勢調査実績値、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所による平成25年3月推計値

## (2) 厳しさを増す財政環境

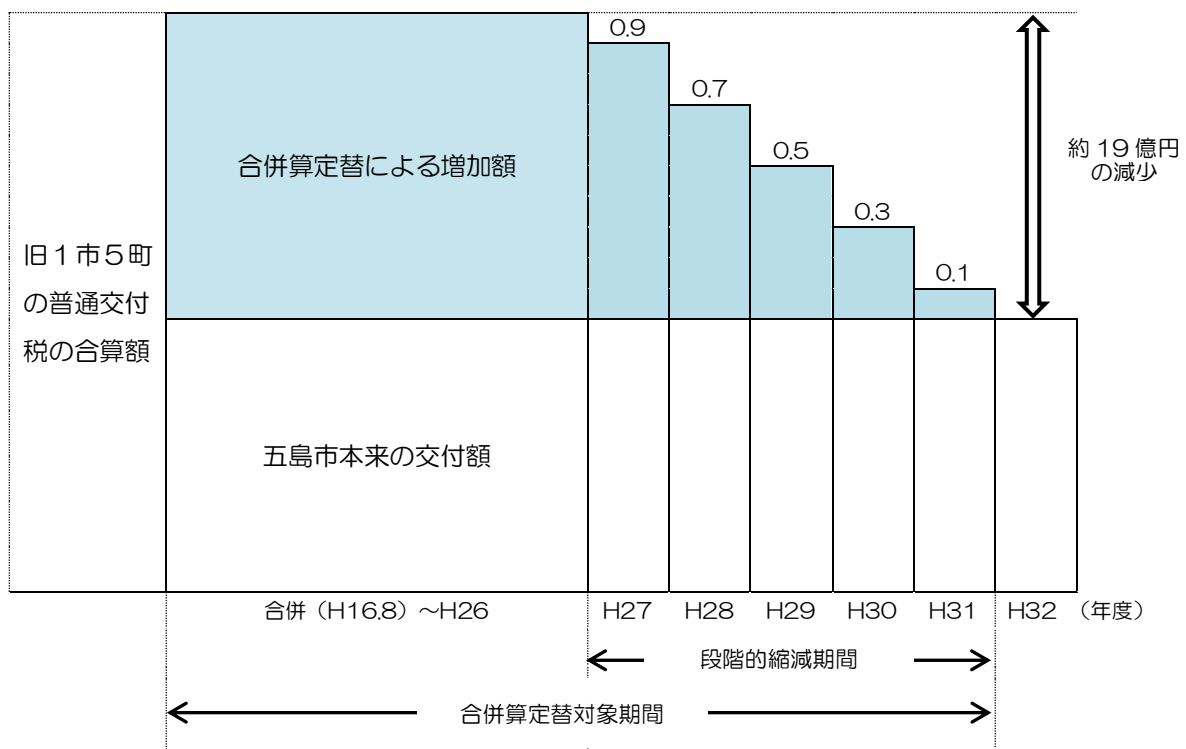
わが国の経済は、経済対策、金融政策の効果による期待を背景に景気回復へ改善の兆しはありますが、地方経済においては、その波及効果を十分に実感することができない状況にあり、個人所得の伸び悩みや人口減少の影響により、市税を中心とする歳入の減少が見込まれています。

一方、少子高齢化による介護、医療費等の社会保障費や公共施設の経年化に伴う維持管理経費の増大など、歳出の増加が見込まれ、地方公共団体における財政環境は厳しい状況にあります。

本市の財政においても、これまで財政健全化計画に基づき、様々な財政改革に取り組んできましたが、依然として市税をはじめとする自主財源比率は低く（平成25年度普通会計決算：18.3%）、地方交付税や国庫支出金等に多く依存しており、国の施策に大きく影響を受ける構造となっています。また、市町村の合併の特例に関する法律によって、合併後10年間は、合併がなかったものと仮定して算定した普通交付税が保障（合併算定替）されていましたが、平成27年度から5年間で段階的に縮減されることとなっており、縮減終了後の平成32年度には平成26年度と比較して約19億円の減少が見込まれています。さらには、交付税措置のある合併特例債の発行も平成31年度で終了するなど、本市を取り巻く財政環境は厳しさを増すことが予測され、平成27年度からの5年間は、本市の財政基盤を強化するうえで非常に重要な期間であると言えます。

このため、今後も自主財源の確保や歳出の適正な執行など歳入歳出全般にわたる対策に取り組み、持続的な財政運営に努めていく必要があります。

### (参考) 合併算定替による地方交付税の推移イメージ



### (3) 老朽化が進む公共施設の維持管理、更新

本市は、合併前の旧1市5町において、保有していた公共施設をそのまま引き継いだため、同様の機能を持つ施設が重複して配置されている状況です。

また、これらの施設の半数近くは、昭和30年代後半から50年代にかけて整備された建築後30年以上を経過する施設であり、近い将来、集中的に大規模改修や更新の時期を迎え、多額の経費がかかってくることが予想されています。

一方で、本市の財政状況は、今後、合併特例支援の終了により歳入が減少するなど引き続き厳しい状況が見込まれており、既存の公共施設をこれまでどおりの考え方で維持・更新し続けていけば、将来、財源不足のため必要な更新ができず、数多くの施設を休廃止せざるを得ない状況に追い込まれてしまいます。

このため、本市は、将来を見据え、真に必要な公共施設を安全に保有し続ける体制を確立していくことを目的とし、公共施設の見直しを行い、施設の統廃合など将来的な財政負担を軽減するための取り組みを重点事項として積極的に進めていく必要があります。

## Ⅱ 行政改革の基本方針

### 1 行政改革の基本方針

---

第3次行政改革では、第2次行政改革で掲げた次の3つの基本方針を継承し、簡素で効率的な行財政運営の確立に向け、改革のさらなる推進を図っていきます。

#### 基本方針1：市民ニーズに的確に対応できる効率的な行政運営のために

多様化する市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを提供できるよう事業実施の必要性や効果などをもとに徹底した見直しを行い、市民満足度向上に繋げていきます。また、市民の行政への積極的な参画を促し、市民との連携・協力のもと協働によるまちづくりを推進します。

#### 基本方針2：経営視点に立った簡素で効率的な組織運営のために

新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応するため、時代に即応した組織・機構の整備と職員の資質向上に努めます。また、人事評価制度を活用して個人の能力や業績を公正・公平に評価するなど、組織全体の活性化と組織力の強化を図ります。

#### 基本方針3：健全な財政運営のために

五島市総合計画等に掲げる施策の実現や多様化する市民ニーズに対応できるよう安定した財政基盤を確立するため、限りある財源を経営的視点から有効に配分し、適正かつ公平な観点で歳出の抑制と歳入の確保に努め、一層の財政健全化に取り組みます。

### 2 行政改革の実施期間

---

第3次行政改革大綱に基づく取り組みの実施期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

### 3 行政改革の推進方法及び推進体制

---

第3次行政改革では、大綱に掲げる取り組むべき課題（主要推進項目）を踏まえて具体的に取り組む内容について、目的、実施方法、実施時期、数値目標などを盛り込んだ実施計画（集中改革プラン）を策定し、着実に実行していきます。

各取り組みの実施にあたっては、市長を本部長とする五島市行政改革推進本部を中心とし、改革目標の達成に向けて全庁体制で推進します。



なお、実施計画（集中改革プラン）については、今後の社会経済情勢の変化等に応じ、適宜必要な見直しを行います。

## 4 行政改革における主要目標

---

行政改革大綱をより実効性の高いものとするため、主要目標を設定し、改革を計画的に推進していきます。

### （１）財政の健全性の確保

経費の節減・合理化等を図ることにより、歳出規模を抑制し、計画期間中に250億円程度の規模（普通会計）を目指します。

### （２）定員管理

効率的な行政運営を推進するため、定員の適正化を図ることとし、平成26年度の職員数608人から平成32年度の職員数560人へ削減していくことを目指します。

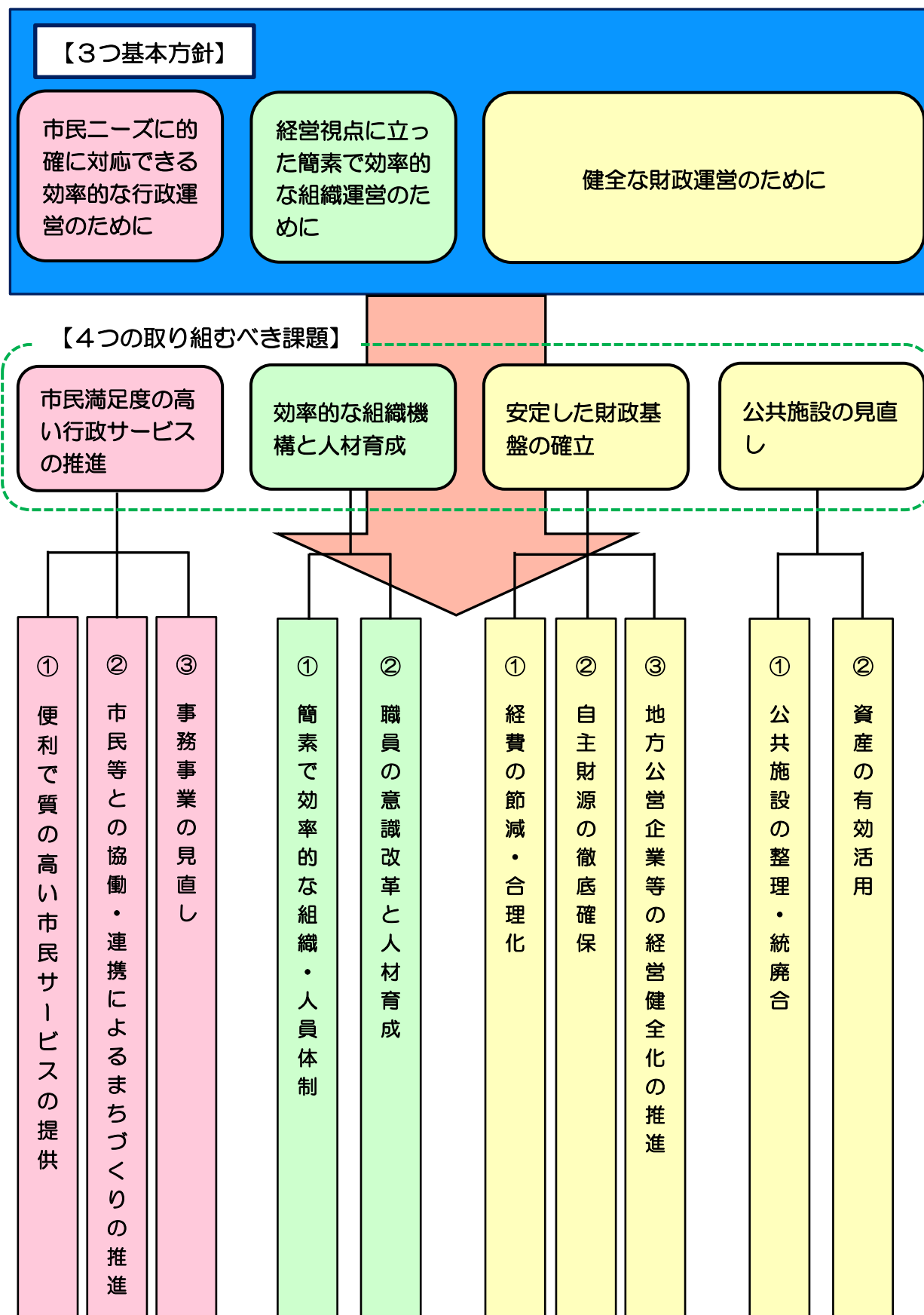
### （３）公共施設の保有量

真に必要な公共施設を安全に保有し続ける体制の確立を図るため、長期的には今後40年間で施設保有量（延べ床面積）を約40%削減する（※道路・橋梁施設を除く）ことを目指し、計画期間中に公共施設等総合管理計画（10年計画）を策定し、施設分野別の実行計画を推進することにより施設の整理・統廃合等を進めます。

（※）計画期間中に大規模な投資的事業を実施する場合など、一時的に歳出の総額が増加することが想定されますが、事業実施に際しては、必要な財源を確保した上で実施していくこととします。

（※）計画期間中に経済情勢、行政環境に大きな変化があった場合は、目標値の再検討を行い、変化に即応した内容に修正することとします。

## 5 第3次行政改革の体系図



## Ⅲ 取り組むべき課題（主要推進項目）

### 1 市民満足度の高い行政サービスの推進

多様化する市民ニーズを的確に把握し、公平・公正な視点から、市民が満足し誇りに思うまちづくりを市民とともに進め、市民サービスのさらなる質の向上を目指します。

このため、事業の遂行にあたっては、優先順位を戦略的に考え、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の成果を生み出すよう徹底して事務事業の見直しを行います。

また、市民と行政がまちづくりの方向性をしっかりと共有し、地域における課題解決に向け取り組んでいけるよう官民の役割分担を見直しながら、ともにまちづくりを行うパートナーとして連携の強化を一層推進していきます。

#### （１）便利で質の高い市民サービスの提供

職員のおもてなし力の向上に努め、親しみやすく、迅速で適切な対応を徹底し、市民の目線に立った市民サービスの提供を行います。

また、市民の満足度を高めるため、行政のプロとして質の高いサービスをわかりやすく提供するとともに、行政手続きの簡略化など、常に市民の目線に立ち、ハード・ソフト両面から、市民サービスの見直しを行います。

#### （２）市民等との協働・連携によるまちづくりの推進

地域の課題やニーズを的確に対応するためには、市民の行政への積極的な参画が必要です。

このため、市民と行政がそれぞれの立場を尊重しながら、真のパートナーシップをつくり、市民と行政が一体となってまちづくりを推進できる体制を構築していきます。

また、取り組みを進めるにあたっては、行政運営について、住民等への説明責任を果たし、議会や住民等の監視のもと公正の確保と透明性の向上を図ることが重要となることから、行政運営に係る必要な情報については、積極的に情報公開を行い透明性の向上を図ります。

#### （３）事務事業の見直し

事務事業の見直しについては、事業評価制度を活用し継続的な見直しに取り組むこととし、行政関与の妥当性、必要性、費用対効果、緊急性等の観点から検証を行い、使命を終えた事業や効果の低下した事業の廃止・再編、類似事業の統廃合を進めます。また、事務事業の見直しの視点として、これまでの削減、縮小と

いった減量中心の改革だけでなく、本市の一層の活性化に繋がる事業（市の成長戦略や市民ニーズの高い分野など）を積極的に評価する視点を持ち、取り組むこととします。

併せて、市民生活に直接影響を及ぼさない行政内部の事務についても、公金意識を徹底し、手法の見直しによる効率化などにより経費の削減を図ります。

【具体的な取り組み項目】

- ・窓口サービスのあり方検討・改善サイクルの継続
- ・「地域の絆再生」と「市民力結集」による市民主役のまちづくりの推進
- ・職員によるまちづくり支援員制度の導入
- ・意欲ある外部人材の積極的な活用
- ・音声告知システムの廃止
- ・指定管理者モニタリング制度の導入

## 2 効率的な組織機構と人材育成

本市では、これまでも「市民サービスに必要な財源を確保していくため、総人件費を抑制する」という考えのもと、第2次定員適正化計画（平成23年3月策定）に基づき、職員数の削減や給与制度の見直しを進め、一定の成果を上げてきました。また、必要に応じた機構改革を行い、組織体制も整えてきたところです。

しかしながら、今後も厳しい財政状況、人口の減少が続くことが予想されることから、引き続き、スリムな組織・人員体制の構築と給与水準の適正化に取り組みます。

また、市民サービスの質の向上に向け、社会の変化に対応した施策を推進していくため、職員の意識改革と資質向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できる組織づくりに取り組みます。

### (1) 簡素で効率的な組織・人員体制

定員管理については、事務事業の見直しと連動するものであることから、全体の業務量を見極め、社会経済情勢の動向や他自治体の状況などを総合的に勘案する中で、それに見合う適正な職員数を各職場に的確に配置することにより、市民満足度の向上を目指すこととし、今後とも最小の人数で最大の効果を上げることのできる業務体制の確立に取り組みます。

組織・機構については、地域課題の複雑化、多様化に伴う柔軟な対応が求められており、一課では処理できない業務や全庁的に取り組まなければならない業務が増加してきていることから、横断的なプロジェクト組織などの活用により業務の効率化を図るとともに、時代に即応した組織・機構の柔軟な見直しを行います。

職員の給与については、その業務の性格や内容を踏まえつつ、市民の理解と納得が得られるよう、給与水準の適正化を図ります。

### (2) 職員の意識改革と人材育成

市民ニーズの多様化及び地方分権の進展に伴い、地方公共団体の職員に対しては、より高い能力と責任が、これまで以上に強く求められています。

このため、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての強い自覚と責任感を持ち、前例や固定観念にとらわれない柔軟な発想のもと、スピード感のある対応が行えるよう職員の意識改革と能力向上を図ります。職務遂行にあたっては、組織目標を明確に意識し、その目標を自主的に管理しながら成果を上げていく能力を育成し、その能力や業績を人事配置や給与等の処遇に適切に反映していくため、人事評価制度の導入を進めます。

また、本市が目指す施策を実現するため、民間企業の経験者など多様な人材の確保に取り組み、さまざまな職務経験や知識・技術等を通じて培われた能力や視点を、業務の効率的な遂行や組織の活性化に活かしていきます。

このような取り組みを進めるにあたっては、職員一人ひとりがモチベーションを高め、能力を最大限発揮できる職場環境が重要であることから、組織マネジメントの強化やワーク・ライフ・バランスの推進、性別・年齢に関わらず能力が発揮できる職場の実現など職員の成長を支えるきめ細かな職場環境づくりを進めます。

【具体的な取り組み項目】

- 職員定数の適正化
- 多様な人材の活用
- 女性職員の採用・登用の拡大
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 給与等の適正化
- 人事評価制度の導入
- 職員研修の充実

### 3 安定した財政基盤の確立

本市の財政は、依然として自主財源に乏しく、それを地方交付税などの依存財源により補てんしている脆弱な財政状況が続いており、今後、人口の減少・高齢化に伴う歳入の減少、歳出面では社会保障費の増加や公共施設の経年化に伴う維持管理経費の増加などにより、財政構造の一層の硬直化が懸念される状況にあります。

また、合併に伴う時限的な財政支援措置（合併特例支援）は、平成31年度までとなっており、財源の確保はより一層厳しいものになっていくと思われれます。

しかしながら、このような財政状況にあっても、本市が抱える人口減少問題や基幹産業の振興などの重要課題に対応した施策を展開していくことは引き続き求められています。

このため、合併特例支援終了後の財政状況を見据え、徹底して経費の節減・合理化、自主財源の確保を進め、歳入に見合う歳出構造を構築していきます。

#### （１）経費の節減・合理化

歳入に見合う歳出構造の構築に向け、歳出全般において、事業評価により実績や効果を徹底検証し、選択と重点化の観点から一層の経費の削減と重点配分等を進め、財政構造の改善に努めていきます。

補助金等については、必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて再検証を行い、適正化を図っていきます。

また、現行の市の会計制度は、単式簿記によるもので、予算執行や現金の収支把握に適したものとなっている反面、市全体の資産と負債の情報や事業ごとのコスト把握ができないといった課題があるため、今後、行政経営の視点に立った分析と管理が可能な複式簿記による新たな公会計制度の導入を進めます。

#### （２）自主財源の徹底確保

魅力あるまちづくりを進め、市民の利便性の向上を継続的に進めていくためには、自主財源の確保が重要となります。

このため、市税をはじめ、各種の使用料・手数料等については、負担の公正確保の観点から、滞納整理の一層の推進により未収金の回収に努め、徴収率の向上に積極的に取り組んでいきます。

また、各種の使用料や手数料等については、受益者負担の適正化の観点から見直しを進めるとともに、市が保有する媒体を利用した広告収入の確保の推進など、自主財源の確保に積極的に取り組みます。

#### （３）地方公営企業等の経営健全化の推進

地方公営企業について、中長期視点に立った経営を確立し、経済性と公共性の両面から、効率的な運営に努め、財務体質の改善を積極的に進めます。

また、市が地方公営企業として運営している事業については、当該事業そのものの必要性と市が運営することの必要性について見直します。

特別会計については、経営の原則である経済性と公共性の両面から、自立性・主体性を高め、経費削減を図るとともに、一般会計からの繰入に依存することがないように受益者負担の適正化に努めるなど、効率的な運営に努めます。

【具体的な取り組み項目】

- 市債残高の縮減と実質公債費比率の抑制
- 新公会計制度の円滑な導入と効果的な運用
- 市税、国民健康保険税の収納率の向上
- 補助金の見直し
- 使用料・手数料の見直し
- 市営交通船事業の見直し
- ごみ焼却費用の縮減
- 企業誘致の推進



## 4 公共施設の見直し

本市は、合併前の旧1市5町が保有していた公共施設のほぼ全てを引き継いでおり、これらの施設を今後も継続して維持していくとなれば、今後、建替や大規模改修にかかる経費が、平成26年度から40年間で約1,204億円（平成26年8月総務省モデルに基づいて試算）になると見込まれており、近年の公共施設に係る投資的経費の水準を踏まえると、相当の財源不足が懸念されます。

このため、本市は、将来を見据え、真に必要な公共施設を安全に保有し続ける体制を確立していくことを目的とし、公共施設の見直しを行い、施設の統廃合など将来的な財政負担を軽減するための取り組みを積極的に進めます。

公共施設の見直しにあたっては、選択と集中の観点から、本市のにぎわいづくりや活性化にも留意しつつ、現在及び将来のニーズ等を見据えて公共施設を再構築するという視点で取り組むこととします。

なお、施設の統廃合については、地元住民や利用者に大きな影響を及ぼすことから、本市の公共施設を取り巻く現状や課題について、丁寧な説明をもって理解を求めつつ、スピード感と決断をもって推進していきます。

### 【公共施設の見直しにかかる基本方針】

上記の考え方にに基づき、公共施設の見直しについては次の4つの基本方針により取り組みを進めます。

#### ①施設総量の縮減

施設の整備から長期間が経過し、整備当初の使命が薄れたものについては、廃止、縮小するとともに、民間での運営が可能な施設は積極的に民営化を進めるなど、施設の利用状況等に留意しながら、市全体の保有量の縮減に取り組みます。

また、老朽化した施設の更新にあっては、できるだけ単独での更新は行わず、他の施設との複合化等を前提に検討を進めます。

#### ②維持管理・運営方法の見直し

施設の維持管理・運営方法について、毎年度の管理実績の分析を基礎に、現在の管理運営方法にとらわれることなく、民間企業のノウハウなどを活かし、管理運営コスト削減、市民サービスの向上など一層の効率化に取り組みます。

#### ③資産の有効活用

市民が公共施設をできるだけ長期間良好な状態で利用できるよう、ライフサイクルコスト削減の可能性を十分検証したうえで、計画的な予防保全を行い、公共施設の長寿命化に取り組みます。

また、公共施設の廃止等によって生じた余剰地等については、民間への売却や貸

付を積極的に進め、効果的な資産活用に取り組みます。

#### ④施設整備に関するルール

厳しい財政状況が予想される中、公共施設の整備、特に新規事業の着手にあたっては、これまで以上に慎重な対応が必要であり、限られた財源を有効に活用するため、事業の構想段階から必要性や効果等をしっかりと検証し、新規・更新を問わず、全体の中で優先順位をつける仕組みづくりに取り組みます。

##### (1) 公共施設の整理・統廃合（施設保有量の縮減）

公共施設の見直しにかかる基本方針を踏まえ、施設保有量の縮減を前提に、平成28年度までに公共施設等総合管理計画（施設分野別の実行計画）を策定し、施設の整理・統廃合等を進めます。

また、公共施設の運営方法等の見直しを積極的に行い、一層の効率化に取り組みます。

##### (2) 資産の有効活用

公共施設の廃止等によって生じた余剰地等や既存の遊休資産について、将来的に利用計画がない場合は、民間への売却や貸付を積極的に進め効果的な資産活用に取り組みます。

また、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、施設の長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図ります。

#### 【具体的な取り組み項目】

- ・ 公共施設等総合管理計画の策定・推進
- ・ し尿処理、ごみ処理施設の集約化
- ・ 学校施設の整理、統廃合
- ・ 漁船保全施設の整理、統廃合
- ・ 遊休資産の有効活用（売却・貸付の推進）
- ・ 集会施設の整理、統廃合
- ・ 市営住宅の整理、統廃合

## 【用語解説】

### ○新たな公会計制度

既存の地方自治体の会計制度である単式簿記・現金主義会計の仕組みに、民間企業の会計制度である複式簿記・発生主義会計を採り入れようという取り組みが制度化されたもの。住民等に対し、財政状況等の情報をわかりやすい方法で提供するとともに、より効率的・効果的な行財政運営を行っていくことを目的としている。

### ○合併算定替

合併年度及びこれに続く10年間は、合併関係市町がなお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の合算額が保証され、さらに、その後5年間は激変緩和措置により交付される。

### ○合併特例債

合併後の市町村が市町村計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く15年間に限り、地方債（充当率95%）を財源とすることができる。なお、当該地方債の元利償還金の70%が普通交付税によって措置される。

### ○経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、市税、普通交付税など毎年度経常的な収入で市が自由にその用途を決定できる財源（経常一般財源）を、人件費、扶助費、公債費など毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費にどの程度充当しているかをみるもの。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

### ○事業評価制度

行政が実施する事業について、その実施状況や成果の評価を行い、必要性や有効性等を分析する制度で、その結果を事業の見直しや予算編成等に活用している。

### ○実質公債費比率

地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり公債費による財政負担の程度を示すもの。

18%以上の団体…地方債の発行に国の許可が必要

25%以上の団体…地方債の発行（一般単独事業等地方債）が制限

## ○指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の改正により導入された制度で、公の施設の管理運営を自治体の出資法人等に限らず、民間事業者・団体等に委任できるというもの。民間が持つ能力を活用し、効率性や市民サービスの向上を図ることが目的となっている。

## ○人事評価制度

職員の職務遂行能力や目標達成度・成果などの業績を評価し、人事管理に反映させる仕組み。

## ○ライフサイクルコスト

施設の企画設計、建設、維持管理及び解体処分すべての段階において必要とされる費用の総額。

## ○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や家族がライフステージに応じた生き方を実現できるようにすること。